



2025年6月16日

各 位

会 社 名 T D S E 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 東垣 直樹
(コード番号:7046 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役執行役員専務 浦川 健
(TEL.03-6383-3261)

従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 割当日	2025年7月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 666株
(3) 処分価額	1株につき 1,544円
(4) 処分価額の総額	1,028,304円
(4) 割当予定先	当社の従業員 2名 666株
(5) その他	—

2. 処分の目的及び理由

当社は、2022年12月15日開催の取締役会において、福利厚生制度の充実、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しております。

なお、本制度の概要については、以下のとおりです。

＜本制度の概要＞

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象従業員に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法にて行います。

また、本制度による対象従業員に対する当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象従業員は、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、当該株式の交付日から譲渡制限期間が満了する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること

その上で、今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度に基づき、2024年10月1日から2025年3月31日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である当社の従業員2名（以下「割当対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計1,028,304円を支給し、割当対象

者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、本自己株式処分として当社の普通株式 666 株（以下「本割当株式」といいます。）を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

（１）譲渡制限期間

割当対象者は、2025 年 7 月 28 日（割当日）から 2027 年 6 月 9 日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

割当対象者が、譲渡制限期間中、継続して、当社の従業員等の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、譲渡制限期間が満了する前に、割当対象者が当社取締役会が正当と認める理由により当社の従業員等の地位から退任若しくは退職した場合、又は割当対象者が死亡により退任若しくは退職した場合には、当該時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、譲渡制限期間中に、当社の従業員等の地位から退任又は退職した場合（当社取締役会が正当と認める理由による場合、及び死亡による場合を除く。）のほか、契約違反等の事由が生じた場合にも、本割当株式の全部を当社が無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等承認日において保有する本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議の直前営業日（2025 年 6 月 13 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,544 円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上